会計年度任用職員（アシスタント職）の登録をされる皆様へ

会計年度任用職員（アシスタント職）の登録を御希望の方は、以下の事項をよく読んで応募してください。登録の受付は随時行っています。御不明な点は、裏面の問合せ先まで御連絡ください。

1　登録資格

地方公務員法第１６条に定める以下の欠格条項に該当しない方

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
(2) 小平市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【保育補助者及び学習補助員の職種に登録される方へ】

これらの職種については、令和８年１２月２５日に施行予定のこども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）に基づき、「特定性犯罪事実該当者※」でないことが任用の条件となります。

特定性犯罪歴の確認は、国が運営する専用システム（こまもろうシステム）を通じて市が行いますが、確認をするに当たって、任用が決まった場合、勤務の開始前に次の手続をしていただく必要があります。

(1) こまもろうシステムへのアカウント登録
(2) 出生から現在までの戸籍（除籍）情報の取得（取得に要する費用は、本人の負担となります。）
(3) 取得した戸籍（除籍）情報のこまもろうシステムへの登録

また、勤務初日にこども性暴力防止法に関する研修を受講していただきます。

※「特定性犯罪事実該当者」とは、特定性犯罪（刑法、児童福祉法、児童ポルノ法、性的姿態撮影等処罰法等で定められた性犯罪に関する罪）で有罪判決を受け、かつ、次の期間内にある者をいいます。

- 拘禁刑の実刑の裁判が確定した者：刑の執行終了等の日から起算して２０年を経過しないもの
- 拘禁刑の執行猶予者：裁判が確定した日から起算して１０年を経過しないもの
- 罰金刑の裁判が確定した者：刑の執行終了等の日から起算して１０年を経過しないもの

■詳しくは、こちらを御確認ください。

こども家庭庁作成のリーフレット	こども家庭庁の HP

2　登録方法

小平市会計年度任用職員（アシスタント職）登録申込書又は市販の履歴書を市役所３階職員課に持参又は送付してください。

※応募申込した日から３年間登録され、３年を経過した時点で登録から抹消されます。また、会計年度任用職員（専門職）に任用された方も、任用された時点で登録から抹消されます。登録を抹消された方で、登録の継続を希望される場合は、再度登録の手続をしてください。

※登録をした方で、住所・連絡先に変更が生じた場合は、小平市役所職員課（裏面の問合せ先）まで御連絡ください（住所・連絡先に変更が生じ職員課に連絡がない場合は、登録から抹消されます。）。

※登録をした方で、会計年度任用職員（アシスタント職）を希望しなくなった場合も、小平市役所

職員課へ御連絡ください。

3　登録後の流れ

仕事をお願いする際は、仕事を依頼する課から直接御連絡します。その際、任用期間、勤務時間、仕事内容等を説明しますので、その上で勤務できるかどうかをお答えください。

※多くの方に登録いただいているため、仕事をお願いできない場合があります。

4　その他

(1) 勤務時間

会計年度任用職員（アシスタント職）としてお願いする方の勤務時間は、原則として午前８時３０分から午後５時１５分までの間で市が指定する１日５.５時間以内、週５日以内ですが、御希望の時間等がある方は、「小平市会計年度任用職員（アシスタント職）登録申込書」の「本人希望事項」欄に御記入ください。

(2) 服務

地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用され、これに違反すると懲戒処分等の対象になります。その他の服務については、小平市職員服務規程の例によります。

(3) 条件付採用期間

任用後、１か月間（１か月の勤務日数が１５日に満たない場合は、１５日に達するまで）は条件付採用期間となります。条件付採用期間中も報酬等については、通常どおり支給されます。

また、１つの任用期間が終了後、再度任用された場合についても、１か月間は条件付採用期間となります。

(4) 人事評価

任期満了時に、所属長が任用期間中の業務等について評価を行います。

(5) 休暇等

休暇等は、小平市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則が適用されます。

(6) 公務災害等

公務や通勤に起因して、怪我や病気等になった場合は、労働災害補償保険又は市の公務災害補償制度のいずれかが適用されます。

(7) 社会保険

勤務条件に応じて、社会保険に加入していただきます。

(8) 健康確認

公共施設で働く方や公共施設を利用される皆様がより安全で健康に過ごせるように、会計年度任用職員（アシスタント職）として仕事をお願いする際に健康の確認をさせていただいております。内容は「１年以内の胸部Ｘ線検査の有無、咳や微熱の有無」です。咳や微熱が続いているなど健康が優れない方は、健康が回復するまで仕事のお願いを控えさせていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

これまで健康診断（結核検診）を受けていない方は、人間ドックや市民検診等を利用して、さらに健康に御留意願います。

＜問合せ先＞
小平市役所　３階
職員課人事担当
電話０４２－３４６－９５１４